

青森県報

第三千二百十七号

平成二十二年
三月二十九日
(月曜日)

目次

告 示

- 計量法による定期検査機関の指定……………(商工政策課) ……一
- 道路の供用の開始……………(道路課) ……一
- 漁船保険付保義務の発生……………(下北地域
県民局) ……一

公 告

- 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表……………(水産振興課) ……二
- 選挙管理委員会……………(選挙管理委員会) ……三
- 青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程……………(事務局) ……四
- 公安委員会……………(公安委員会) ……五
- 運転免許取得者教育認定機関の代表者の氏名変更の届出……………(運転免許課) ……五

告 示

青森県告示第百九十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第二十条第一項の規定により、定期検査を行わせる者を次のとおり指定したので、同法第百五十九条第二項第一号の規定により公示する。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	定期検査の業務を行う特定計量器の種類	定期検査の業務を行う地域	指定年月日
社団法人 青森県計 量協会	青森市第 二問屋町 一丁目一 の六	質量計(土地又は建築物その他の工作物に取り付けられている大型はかりを除く)	青森県の区域(青森市、弘前市及び八戸市の区域を除く)	平成二十二年二月二十六日

青森県告示第百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年四月二十八日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 八戸三沢線	上北郡六戸町大字大落瀬字船場川原二〇の一から 上北郡六戸町大字大落瀬字明土一の一三まで	平成三〇・三二

青森県告示第百九十二号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区名称
下北郡佐井村大字佐井字磯谷 三三三番地 田 中 勝 年 下北郡佐井村大字佐井字糠森 一 一七番地 福 田 栄 一 下北郡佐井村大字長後字長後川田 一〇七番地 一 大石 光 明	佐 井

公 告

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四十条第七項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十一年十二月二十八日公表）の全部を次のとおり変更したので、同条第五項の規定により公表する。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 川 村 伸 和

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、平成19年において、生産量が25万8千トンで全国第4位、生産額が567億円で全国第7位と全国でも有数の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成15年現在において1万1千人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。

このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の好漁場が形成されている。しかしながら、わが国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にあり、本県海域においても低水準、減少傾向にある海洋生物資源が多くなってきた。

今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめの資源が着実に増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うもの

とする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源の平成21年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成21年4月～平成22年3月	若干
まあじ	平成21年1月～12月	若干
まいわし	平成21年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成21年7月～平成22年6月	若干
するめいか	平成21年1月～12月	若干

2 第1種特定海洋生物資源の平成22年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成22年4月～平成23年3月	若干
まあじ	平成22年1月～12月	若干
まいわし	平成22年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成22年7月～平成23年6月	若干
するめいか	平成22年1月～12月	若干

(注) 平成22年のまさば及びごまさばの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まあじ】

定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まいわし】

定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まさば及びごまさば】

定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【するめいか】

定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかつり漁業については、現状

の漁獲努力量を増加させることのないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能性について、本県に定められた量に関する事項

平成22年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能性のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県地先水面	平成22年5月1日から平成22年6月30日まで	388

(注) 小型機船底びき網漁業とは漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。うち小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林水産省令第6号)第1条第1項第1号に規定する種類のものを用いる。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能性について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成22年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	機船手繰網漁業(かけまわし漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県地先水面	平成22年5月1日から平成22年6月30日まで	388

(注) 機船手繰網漁業(かけまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定

する種類のものを用いる。

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】

太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、国が作成した「太平洋北部適合性カレイ類資源回復計画」の着実な実施を本県として推進する。

また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めるとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十九号

青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月二十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

青森県選挙管理委員会規程(昭和二十八年三月青森県選挙管理委員会告示第十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号並びに第一号の繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)に関するもの

と。

附 則

この規程は、平成二十二年五月十八日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第二十八号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）
第七条第一項の規定により、運転免許取得者教育の認定機関である株式会社エスティックから同規則第五条第一項第一号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第七条第二項の規定により公示する。

平成二十二年三月二十九日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

変更事項	変 更 前	変 更 後
運転免許取得者 教育認定機関の 代表者の氏名	古川亮一 濱崎正明 外崎隆	古川亮一 外崎隆

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭